

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2-2-8	1-001150

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年1月17日～令和5年2月16日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

上記業者の使用人は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)